

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 31 日

都道府県恩給事務担当者 殿

総務省政策統括官（恩給担当）付

恩給企画管理官室

文官恩給減額措置に係る控除調整下限額について

令和 3 年度における「恩給法等の一部を改正する法律（平成19年法律第13号）附則第 6 条」に規定する控除調整下限額（230万円に「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第13条の 2 第 1 項」に規定する再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率（別紙）を乗じて得た金額）は、234万1,500円です。

関係各位におかれましては、適切な年額計算の措置を講じていただきますようお願いいたします。

【令和 3 年度控除調整下限額】

230万円 × 1.003（平成26年度率）× 1.014（27年度率）× 1.000（28年度率）  
× 0.999（29年度率）× 1.000（30年度率）× 1.001（令和元年度率）  
× 1.002（2年度率）× 0.999（3年度率）＝ 234万1,500円

《本件問合せ先》

総務省政策統括官（恩給担当）付

恩給企画管理官室法規担当

電 話 03-5273-1306（直通）

F A X 03-3203-9648

担 当 井村

## 《文官恩給減額措置の参照条文》

## ○恩給法等の一部を改正する法律（平成19年法律第13号）（抄）

（文官等に給する普通恩給等の年額の特例）

第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一条第三号に定める日（以下「第三号施行日」という。）の属する月分以降の公務員（新昭和二十八年改正法附則第十条第一項に規定する旧軍人を除く。以下この条において同じ。）に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料（新恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料を除く。以下この条において同じ。）の年額（新恩給法第七十五条第二項又は新昭和五十一年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加給又は加算の年額を含む。以下この条において同じ。）は、この項の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

2 略

## ○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十七条による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）（抄）

（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び第十三条の四において同じ。）を超えるときは、（略）

2～6 略

## ○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）（抄）

（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等）

第五十五条 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下第二百二十条において同じ。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率とする。

- 一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下この条及び第二百二十条において同じ。）
  - 二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一
- 2 前項の規定にかかわらず、調整期間（改正後厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十条第二項において同じ。）における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率（厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十条第二項において同じ。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率とする。
- 一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率
  - 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一
- 3 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（第五十九条及び第六十八条において「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

## ○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（抄）

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

- 一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）
- 二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあっては、当該年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率。次項第一号ロ及び第三項第二号において同じ。）を乗じて得た率

2～6 略